

[酸素欠乏危険作業特別教育カリキュラム]

<対象者>

酸素欠乏・硫化水素中毒危険場所に係る業務従事者

<根拠法令>

労働安全衛生法第59条（安全衛生教育）

労働安全衛生規則第36条26号（特別教育を必要とする業務）

酸素欠乏症等防止規則第12条第2項

<カリキュラム>

講習 内容	1. 酸素欠乏等の発生の原因	1. 0時間
	2. 酸素欠乏症等の症状	1. 0時間
	3. 空気呼吸器等の使用の方法	1. 0時間
	4. 事故の場合の退避及び救急そ生の方法	1. 0時間
	5. その他酸素欠乏症の防止に関し必要な事項	1. 5時間